

令和元年第5回太子町議会臨時会（第482回町議会）会議録

令和元年10月25日

午前11時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第59号 土地の取得について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第59号 土地の取得について

追加日程第1 決議案第1号 太子町長の不信任決議

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	首 藤 佳 隆	10 番	福 井 輝 昭
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次
13 番	井 村 淳 子	14 番	堀 卓 史
15 番	藤 澤 元之介		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	大 谷 員 代	書 記	森 文 彰
書 記	後 藤 祐 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	木 村 和 義	経 済 建 設 部 長	八 幡 充 治
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	嶋 津 一 弥

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

地域の秋祭りも終わり秋の深まりを感じるこのごろではありますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和元年第5回太子町議会臨時会（第482回町議会）が開会できますことは、町政進展のためまことに御同慶にたえません。本日招集されました臨時会に付議されます案件は、土地の取得についてであります。町政にとって重要な案件でありますので、議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られます

ようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。
町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和元年第5回太子町議会臨時会（第482回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日増しに秋も深まり、朝夕は肌寒さを感じるようになってきましたが、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところ御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、土地の取得につきまして御審議をお願い申し上げるものであります。提出させていただきました案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

~~~~~

（開会 午前11時04分）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第5回太子町議会臨時会（第482回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤元之介） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、上山隆弘議員、中藪清志議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（藤澤元之介） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第59号 土地の取得について

○議長（藤澤元之介） 日程第4、議案第59号土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第59号土地の取得について説明を申し上げます。

本案件は、太子町学校給食共同調理センター改築事業用地として株式会社東芝から太子町沖代字丁田17番の宅地4,941.38平方メートルを9,932万1,738円で、同事業用地の進入路としまして小山紀男氏から沖代字前田44番1の田の一部、269.8平方メートルを480万2,440円で、武木田博祐氏から沖代字前田45番地の田の一部、341.2平方メートルを893万9,440円、沖代字前田46番1の田の一部、179.74平方メートルを470万9,188円で取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。土地面積の合計は5,732.12平方メートル、取得価格の合計は1億1,777万2,806円であります。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今回の土地取得について質疑をします。

もう皆さん御存じのように、この土地については本当にいろんな事情があって、当初の予定でいくと——何年遅れてるのかなというぐらい、もう既に給食センターの新しい建物が稼働しているという時期にあるんじゃないかというぐらい遅れました。その中で土壌汚染という形で、まず新たなものが出てきたからさらに遅れたという形で、昨年12月議会、福祉文教常任委員会のほうが最終的な給食センターの提言をしております。その中においても十分な説明等々を求めるということで、当時は問題があるようだったら、新しい土地を考えるべきであるというふうな提言も福井委員長のもとでしてございました。そういった状況を踏まえて、ようやく本日この土地の取得についての議案が上がってきたわけなんですけども。もう、本当に3年遅れている。土地の土壌汚染が出てきてからも1年以上かけて、今遅れてきた状態でやっと議案が上がってまいりました。この期間、どんな思いで町長は過ごしてらっしゃったのか。町長はこの遅れた要因をどのように考えられているのか。また、町長自身、どんな思いでこの給食センターを建設しようとするのか、いま一度、この場ではっきりとお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 御質問にお答えをさせていただきます。

用地の選定のところの用地、本当に問題なきように進めたいということで、いろんな手だてを株式会社東芝と担当部署が話をしてくれてきて、こういうことになっていると思っております。給食センターのほうにつきましては、私が町長になる前、またその前からも実はいろいろと議論があったということは内部に入って理解をいたしました。担当部署からは、とまるからもしれないからということ町長にならせていただいた後、すぐにそういう話がありましたが、少しでも安全な場所、よりいい場所になるように精いっぱい担当のところに考えていっていただいたところでございます。遅くなっているわけですが、遅らせようと思って遅らせてきたわけではござい

ません。現状においてよりよいといえますか、最善の策を尽くすべく努力をしてきたところでございまして、できる限り早く建設して、安心・安全な給食が提供できればと今も思っているところでございます。

（首藤佳隆議員「じゃあ、いいです」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほど首藤議員が言われたように、平成29年度に当初予算が組まれておりました、1億1,900万円余り。今回、仮契約をされているわけですが、これについて仮契約の内容、それからこの取得をする土地は基準地価と比べてどうなのか。取得価格は妥当なのかについてお聞きしたいと思います。

それと、それぞれ値段が、価格から取得面積を割りますと若干坪単価が変わってきておりますので、それについてもどのような根拠があって、こういうふうな金額になったのかが2点目。

それと、この遅れた中でいろいろと紆余曲折の中、有害物質が出てき、それをまた株式会社東芝のほうに取り除きはしてきたものの、この地域はハザードマップにおいても浸水地域であるということが以前から言われておりました。これについて、土地は、町は確信を持って安全であると言い切れるのか。それと、今後の安全対策——浸水地域ということでもありますので、その点も踏まえて土地は安全なのかについて、まず3点お聞きいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、土地売買契約の契約書の内容でございますが、もちろん通常と同じように契約の金額、それから支払いの方法等々について定めております。従前から問題になっております、委員会等でもたびたび取り上げられました瑕疵担保責任につきましては、株式会社東芝から購入するという土地につきましては瑕疵担保責任の瑕疵については責任を負わないという形で契約をうたっております。個人の小山紀男、武木田博祐両氏の契約につきましては、現在土地が農地、田であるということで、瑕疵担保責任につきましては省略をさせていただいております。

それから、この金額の妥当性でございますが、土地鑑定をとっております、その金額の妥当性については第三者の目で鑑定をとっておるところで妥当性についてを担保しているところでございます。

それから、単価の違いにつきましては、株式会社東芝が所有しております土地の形状、それから小山紀男、武木田博祐両氏がお持ちの土地の形状、これは農地であるか宅地であるかというような点、それから道路に面しておる道路沿線であるかどうか、それらの点を鑑定のほうに全て要素が入っております、それぞれ単価がはじかれているところであるという認識を持っております。

それから、浸水想定安全性でございますが、何度か説明もさせていただいたんですが、土地のその現在高からこの給食センターの1階の床面につきましては1メートル上げるということで、浸水の影響を受けないようにということで設計を行っているところでございます。そういう面で、浸水想定区域、ハザードマップでこの地域についてもあるわけなんですけれども、そういう面では浸水想定の上を行っているというところで安全性を担保していると判断しているところでございます。

（井村淳子議員「坪単価、A B C D」の声あり）

単価の違いについては、先ほども申し上げましたとおり、道路沿線であるか、1本中に入っているかというところで鑑定額が違っておるところでございまして、それぞれ株式会社東芝

につきましては平米2万100円、それから小山紀男氏の田につきましては平米1万7,800円、武木田博祐氏の農地につきましては平米2万6,200円という単価が鑑定で出ているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今ずっと答弁を聞きながら、いろんな過去の委員会等のやりとりなんか思い出しながらやってたんですけども、先ほどの私の質疑、ちょっと抽象的なこともあったんだと思うので町長の答弁がいまいちしっくりとした答弁と私自身受けとめられなかったんで、いま一度確認しますけども、何を聞きたいかという、町長自身がこの給食センターを本当にこの場所でやりたいんだ、この時期に早く議決してほしいんだという思いをもっと我々にアピールしてほしいんですよ。この町のリーダーとしての思いが今まで見えてこなかったんで、委員会でいろんな質疑をいろんな方がされました。その中で、教育委員会はまだ事務的なことで答弁はずっと調査して、調査した結果を報告していただいてという形で進んではきたんですけども、町長自身、この土地に対しては一度白紙に戻されて別の土地を探そうとされたということもありました。今ここに至ってるわけなんですけども、町長が本当に、もう一回言います。この場所で、このタイミングで早く子供たちのために給食センターを建てたいんだという思いがあたりだしたら、それを聞かせてくださいという質疑です。もう一回お願いします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 今の御指摘、今のお問いの中、この場所で、このタイミングで早くという点でございました。いろいろ検討しましたが、この場所で、このタイミングで一刻も早く議員の皆様をお願いしたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 リーダーとしての思いが私には伝わってこなかったんですけども、あとはほかの議員にお任せしますんで、もう3回目になってますから。今の町長の答弁を聞かれた上で皆さんにまた判断していただいて質疑していただきたいなと思いますんで、これで終わります。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 先ほどの全員協議会でもお伝えはしたんですけども、当局と監査委員のほうでちゃんとしていただいているかと思うんですが、住民からも監査請求が出ているのですから、一度ぐらいいは何かのアクションをしてから議決をしたほうがよいのではないかという思いもあります。ここに至ってはスケジュール、今後ほかの案件も含めましてスケジュール等々を十分気をつけていただきたいと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 町内在住の6名の方から監査請求が出ているということは、私どもも非常に重く受けとめております。その監査請求につきましては、監査委員のほうで双方の意見を聞いて、そちらのほうで判断はされるものですので、私のほうからその内容については言う立場にございませんので、それはそちらのほうにお任せをすることで、教育委員会は教育委員会として今監査委員のほうへ申し出のあった内容について私どもの見解を整理し、そして関係資料も提出する予定で準備を進めておりますので、誠意を持って対応もしながら、この議決はこの議決としてぜひ御審議いただきたいということをお願いしたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員　それでは、私のほうから幾つか質問させていただきます。

まず最初に、瑕疵担保責任の免責特約についての話なんですけれども、これ去年の私が議員になる前の3月の福祉文教常任委員会のときの議事録を読んでみましたが、このときの段階で瑕疵担保責任の話が出されているということです。株式会社東芝のほうとしては土地を太子町のほうに売却することを前提として、汚染土壌の搬出工事を実施してお渡しすると。その際に瑕疵担保責任の免責特約をつけることを条件としたいと書いてございますけれども。ただ、このときの会議録によりますと、当局のほうとしてもまだ決定していないという結論になっております。それに対して、当時の議員の方たちからいろいろな話が出ておりますけれども、当局のほうとしてもまだ決まっていないと。ただし、その瑕疵担保責任をつけない条件で町と取引をするという条件で土壌の搬出工事を行うとおっしゃっているわけですから、それが行われたということは町として売り主である株式会社東芝とは何らかの合意形成をされたのかどうかは1つお聞きしたいと思います。

これついでになんですけども、先ほど全員協議会でも説明がありましたけれども、前の建築物の基礎の残、これは瑕疵に当たりますかどうかをお聞きしたい。

それから、先ほど井村議員からもお話がありましたけど、ハザードマップでこの地域というのは1メートルの浸水が懸念されると。それから、地域の近くでは2メートルから3メートルという数字も出ております。先ほど1メートルかさ上げしたところが床面とおっしゃいましたが、そうしますと1メートルの浸水が起こった場合は、これは床に浸水するという、そういうことでよろしいですか。その点をお伺いしたい。

それから、もう一点、最後になりますが、今回は国の交付金のこともございますし、スケジュールが過密になっているという中で一生懸命進めたいという当局側の意向も非常に理解はするんですけども、先ほどの全員協議会でもなかなか意見が紛糾したまま、まだ議論が尽くされていない。この場でも、もっと議論したらいいのかもしれないですけども、もう少しこういった重要案件、これまで二転三転して何年もかかってきた案件であり、それから給食センターであれば、これは学校の教育の中でも非常に重要な位置づけでもあり、あるいは防災の面でも重要、今後30年、40年にわたって運営されていく施設を、この場所に建てるということをきょう決める、これが実質の議会としての意思決定の場なわけですから、その割にはちょっと時間的に拙速し過ぎないか、もう少し何とかならなかったのかなということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介）　教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄）　まず、瑕疵担保責任の話でございます。

言われました福祉文教常任委員会の席で株式会社東芝の条件についても言及をさせていただいたところでございますが、汚染土壌の搬出がそのとき問題になってたわけなんですけれども、その汚染土壌の搬出をすることによって、この土地の土壌の汚染についてはクリアできると、土壌汚染の課題については解決するという判断のもとに、この搬出工事が適切に行われることを条件にこの瑕疵については免責をしようということでもともとのお話があったところでございます。その後、うちのほうも何でもかんでも瑕疵について全て免責でいいのかどうかというような、そういう考えはもともと当初にもありましたものですから、この瑕疵担保責任について研究もさせていただいたところでございます。また、顧問弁護士にも相談させていただいたところでございます。この汚染土壌の搬出の途中に基礎の一部が発見されて、その埋設物につきましても株式会社東芝のほうで全て撤去するというような話になりました。それらを含めまして土壌の汚染、

また埋設物につきましても考えられる問題についてはクリアできるということをこちらのほうは判断させていただいた上で瑕疵担保の責任については問わないと、瑕疵についての責任を負わないという形で最終的に株式会社東芝と合意をさせていただいたところでございます。ただ、想定できないような重大な瑕疵が発見された場合につきましては、当然株式会社東芝とその負担についてはどうするのかという協議をさせていただきます。

それから、2点目の基礎の一部については、これは瑕疵なのかどうなのかというところでございます。

このたびはその土壌搬出の途中でそれが発見されたわけなんですけれども、もともとそれがわからなかって工事途中にわかったということになりますと、契約時にその基礎があるかどうかという想定ができたかどうかというところなんですけれども、基礎はもう全て取っているという前提でもってこちらのほうは判断しているわけですから、基礎がもし残っておるということになりますと、これは当然その段階で株式会社東芝と協議をするということになります。もともと今回の基礎の一部の埋設物を撤去するということがなく工事に入っておりまして、発見されたという場合につきましては、これは想定ができない、工事の遂行に非常に支障があるというところで株式会社東芝とこれは協議の対象になるということで、そういう認識を持っております、そういう判断でございます。もうそれは顧問弁護士にも確認をとっているところでございます。

それから、1メートルの床面の話でございますが、浸水想定は1メートルといいますのは現在の農地の面からの1メートルという浸水想定でございます。床面を1メートルといいますのは、わかりやすく言いますと町道沖代線の道路面から1メートル建物の床を上げるということになりますので、浸水想定は1メートルと床面がフラットになるということではございません。

それから、最後の議論の時間の件でございます。

こちらのほうもこの給食センターの件につきましては、いろいろと前から話題になっているところでございまして、予算でありますとか、また決算でありますとか、機会のあるごとに説明をさせていただいたところでございます。また、この4月からも土壌の搬出工事が実際にお盆前後から始まっておりますので、この土壌汚染の件が問題になりましてからも事業がどんどん前に進んでいったわけなんですけれども、その機会を見つけて説明をさせていただいたところというような認識を持っておるんですけれども、議員の皆様はそのあたりの議論が非常に不足しておったという御指摘があることについては真摯に受けとめさせていただきたいと思いますが、一刻も早い、この安全・安心な給食を提供すると、安定して給食を提供するという、こういう町の責務のもとに早い建築をこちらのほうもさせていただきたいという思いを持っておりますので、その点につきましては御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点答えていただいているんですが、いいですよ、これ2回目で結構ですが。

3月の福祉文教常任委員会の段階で、まだ決定していないと言われていた。しかし、その後、株式会社東芝のほうで土壌搬出の工事が行われたということは、町とそれを契約しますという方向で、その瑕疵担保責任を免責した条件をこちらがのめますということで何らかの合意をされたのですかと。それをされたとしたら、いつごろされたのですかということを1点目の質問で聞いておりますので、よろしくお願いします。

それから、先ほどの瑕疵に当たるかどうかという点の質問についてなんですけれども、そうしますと、今回既に以前の建築物の基礎が出てきたということがわかってるということは、これは

今後は想定される瑕疵になるのでしょうか。つまり、今後新たにそういうものが出てきた場合、それが建築物の基礎である場合は十分に想定される瑕疵だということになりますと、これはどちらの責任といたしますか、今後、になるのかを確認させていただきたいと思います。

それから、床の面については説明していただきましたのでよくわかりましたし、1メートルの浸水では大丈夫ということはわかりましたけども、昨今50年に一度の災害が毎年起こってます。今後、どれくらいの災害が起きるかというのは非常に予測が難しいところがありますが、その辺をどのようなお考えしておられるかを再度お聞きしたいと思います。

それから、一刻も早くこの議案をまとめて、それから今年度の工事にかかって、国の補助金も得て、すばらしい給食センターを建てたいと。今現在の老朽化した状態はかえって衛生上もいろいろ問題があるかもしれないし、いつ壊れるかわからないという話も私は聞いておりますので、そういう意味で議会の側としても一刻も早くそれに対応してやっていきたいという気持ちは非常にあります。しかし、この9時の段階で資料が出されて、11時から議決というのは、これは余りにも私は拙速だし乱暴ではないかと考えざるを得ません。というのは、きょうちょっと全員協議会で話をして、特に私はそのように思いましたので、私もこの案件については非常に興味を持っておりますし、何とかしたいと思っておりますが。ですから、この質問についてはもう答えなくて結構です。当局側としても最大限努力されて、このスケジュールだったということを確認させていただいて、これについてはもう答えなくて結構です。前の2点についてお答えください。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 株式会社東芝との契約についての合意形成の話でございます。

3月の時点でも、その瑕疵担保責任の話については出ておったわけなんですけれども、もちろんその段階では今後協議していくと。株式会社東芝としての意思是、瑕疵担保責任は負わないという条件で契約をするという、そういう全社的な意思があるんですけれども、内容については今後協議していくという内容であったということでございます。その後、その株式会社東芝と協議していく中で、こちらのほうが問題にしておりました土壤汚染の問題につきましては、その汚染土壤については搬出するということを株式会社東芝のほうが工事としてされましたので、その汚染土壤の件の課題につきましては今後想定される瑕疵がないと、瑕疵については想定できないという認識のもとに株式会社東芝と合意形成に至ったというところでございます。その後、汚染土壤の搬出の途中で基礎の一部が出てきたということになったわけなんですけども、それにつきましても株式会社東芝のほうで全て撤去するということで合意形成に至ったというところでございます。

それから、今後その建設途中で基礎の一部が出てきた場合につきましては、この報告でもって基礎については撤去しましたという、そういう報告が上がってきます。それをもとにまた出てきたということになりますと、株式会社東芝のほうにまだ残っておったじゃないかということで話をさせていただきます。当然、その費用についても協議をするということになるということでございます。

それから、最後に災害対応でございます。

想定できる災害につきまして、特にその浸水想定でございますが、その浸水に耐え得るということなので設計を現在しているところでございますが、浸水が例えば3メートルになる、4メートルになるというようなことについて、それにも対応するという点についてはなかなか現時点では対応しかねるというところでございますが、想定し得る浸水につきましては設計の中で対応させていただいて、そういう施設にしていこうという姿勢で現在業務を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうからは、株式会社東芝との、あるいは個人との土地の仮契約につきましては、できるだけ早ければ早いほうがよかったんです、これはもちろん、その時間。ただ、私どもも汚染の土壌が出ているということは、それがきちっと法律に基づいて除去をされたという、安全だという報告がなかったら進めません。同時に、そのときに埋設物というのも、基礎の一部というのも出てきましたと。だから、それならば、それもきちっと取ってくださいよということで、そういう埋設物についてもきちっと取りましたという報告をいただいたのが10月23日でした。だから、その日から逆算をしても、その日にきちっと問題ありませんよと、予想できる瑕疵については一応これの報告で問題ないということで確認ができましたので仮契約を結んだと。そういうことで、全体に後ろへ来ているということで、私どももできるだけ十分な時間を取りながら、説明もさせていただきながら努力はしてきたんですが、そういう結果になっていることは非常に申しわけなく思っております。申しわけございません。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 瑕疵の件で補足をさせていただきますが、基礎が残存していた場合の対応ということで、くいがないかという確認は当時株式会社東芝が所有している図面から判断をして、まずくいが使われていないということをお聞きして。特に今回の場合の報告書を見ますと、非常に短いくいが使われています。通常、くいを使う場合には非常に長いくいを使うんですけれども、恐らく部分的に軟弱地盤があつて、場当たりのくいを使ったんじゃないかなという想定をしております。これについては、あくまでも情報開示であつたり重要事項説明外のことでありますし、これは完全に瑕疵の要件を満たすと。

我々も今回の瑕疵については、議員の方々が言われるとおり非常に慎重に対応しております、特に今回宅地建物取引業者が我々に販売をする宅地建物取引業法に基づく瑕疵ではなくて、あくまでも民法上による、目的に瑕疵があることを知ってから1年間の瑕疵をとるということが適用されていますので、特に土地取引における物理的な瑕疵がどんなことがあるのかという想定をまずしております。

まず1つとしては、土地の境界についての問題、買ってから境界が違ふよとかという、そういう問題が1点でございます。次2点目としては、過去の浸水履歴であるとか、そこの被害状況があつたかどうかという重要な事項の問題。それから、3番目には地盤沈下とか軟弱地盤とか、そういったものはないのかという話。これはもう事前に土質調査をさせていただいております。4番目として、既存の擁壁が不良ではないかと。これも事前に掘削をして擁壁の状態を確認させていただきます。それから次に、今申し上げている地中埋設物があるのかないのか。これは株式会社東芝が現有する図面で確認をして、それで今現在くいがないという前提で工事は行っております。それから、6番については土壌汚染があるのかないのか。これも表土頂部調査をやってから、今後は深度調査をやって安全確認をしたと。そういう全項目で基本的には安全確認を行つてまして、一定の安全性は担保できたという判断のもとにこの瑕疵の問題については対応していこうということで、これに対する情報開示、重要事項説明以外のことについてはあくまでも想定外のことであり、それ自体が錯誤であつたという対応で我々は対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 私も新人議員なんで、その状況を今までいろいろと見てまいりましたけども、

今ここで福祉文教常任委員会の副委員長の立場で生意気でございますけれども、自分が思っていること、そして今後の議会対策、当局との対応を含めて御質問を申し上げたいと思います。

まず、今いろいろ話が出ておりますように3月18日の福祉文教常任委員会での瑕疵担保免責につきましては議題には上がっておりますが、委員会としての決議及びそれを了承しているとかという事実は全くございません。当局も検討するという答弁でございます。そして、現在、10月23日に書類が出てきて、そして確約ができたので契約ということで、それまでの3月から10月までの間、何の話も福祉文教常任委員会には提示をされないまま、当局サイドで検討がなされてきておったのが現状ではないかと思います。と同時に、8月14日の福祉文教常任委員会で教育長のほうから認識不足があつて、中間深度調査に基づく土壤汚染除去方法を変更したいという認識の違いがあるということを謝罪をされましたが、そしてまた9月27日付で文書のみで議員のほうには瓦れき等が出て工期を延長するというもののみの配付等がございました。議会のほうにわかった時点でもって、やはり今こういう状況になってるんだということを含めた、より連携した対応というものが求められるのではないかと思います。委員会としては調査権を発動し、それが妥当なのかどうか、また専門家も招致し、専門家の意見を聞きながら当局が進めていらっしゃる事がどうなのかということに対峙していくというのが議会としての役割ではないかと。そして、委員会で結論を得たその給食センターのあり方を課題に挙げておりますから、委員会での結論をもって、そして全員協議会のほうでも、またそういうところの中でも議論をして幅広く議員の了解を得るところが委員会としての、また議会としての役割ではないかと強く感じているところでございますが、その辺のところがなかなか説明が不足していると。そして、10月23日にその結果が出て、今例えばこういう結果が出てきたから、だからそしたら25日にすぐ採決に回すんだと。余りにも乱暴じゃないですか。出てきた中で、もう一度議会の中でしっかりと議論をして、この書類が出てこなかったからきちんと言えなかって延ばしてはったわけでしょう。ということは、出てきた状況の中でももう少し審議をしながらする方法というものもあるのではないかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうからは、10月23日にそういう瑕疵担保にかかわる報告、書類が出てきて、私どもが一定の仮契約を結ぶに当たって、そしてまた議員の方々に説明できる資料が手元にそろいましたので、23日をもって早急ということで25日という採決のこの日程になっておりますけれども、これはこの工事を本年度中に行わなければならない、そういうできるだけ早くこの工事にかかりたいという、そういう日程的な問題もございますけれども、ぜひ23日しかこういう議会が開けずに、そして早急にそういう対応もしていくということで、きょうになったということについては申しわけなく思っております。

ただ、この汚染対策あるいは埋設物の工事の主体は株式会社東芝であります。もし、これが私ども町行政が主体でこの工事をやっておりましたら、その都度、あつ、こんなんが出てきました、こういうのがありましたということで、また違った対応になったことは予想できることあります。ただ、これは株式会社東芝サイドでこういう工事を責任を持ってやりますよということでやって、ただ私どもに情報提供が全くなければ、もう一方通行でずっと行っとなです。ただ、地元説明会をするとか、そういう1週間ぐらい前に私どもに情報が、向こうで決まったルール、日程を私どもに情報提供をいただいているので、そのいただいた情報が町民の方が先に聞いて、議員の方にまだ連絡が行ってないと、これは非常に問題があるということで、そういう関係者とも協議もさせていただきながら、委員会が持てれば委員会でもいいでしょうし、文書配付しか間に合わなければ文書配付しか仕方がないということで、そういうそれぞれのときに最善の努力をし

ながら丁寧に説明してきたつもりでございます。決して常任委員会あるいは本会議を、議員の方々をないがしろにしたり軽視する気持ちは全くございませんので、そのことだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 本日、10月25日が給食センター建設における土地取得条件の最終期日——農業委員会とかいろんなことがあろうと思いますけども、そのもう一度根拠について、きょうでしかできないと、きょう採決してもらわなきゃいけないという大きな根拠について再度お聞きします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 最前の全員協議会でもちょっとお話をさせていただいたんですけども、一番ネックになっておりますのはその農地転用でございます。農地転用の書類を農業委員会のほうに提出する期限というのが今月末でございます。それまでに何ら問題が起こらないということよりも、対応ができる日程でもって、またなるべくこちらのほうも余裕と言いましょうか、タイトな日程の中にも対応し得る日程を組ませていただいたところでございます。また、株式会社東芝からの報告書の提出を待たないと仮契約を結ぶことができない、また仮契約を結ばないと議会のほうにも提案ができないということがございますので、それらを総合的に勘案して組ませていただいた日程が本日の議案提出でございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時、休憩します。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午前11時54分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 最後の3回目の質問になりますが、本年度の国の交付税のこの決定額、どれぐらいの決定が出てるのか。これは来年度に恐らく移せないということだと思うんですけども、どれぐらいの交付決定額が出ておりまして、そして全体の建設費用の積算概要等、来年度の交付金の要求額がどうなっているのかについてお聞きします。

それと最後に確認をさせていただきますが、聖徳太子の“和のまち太子”ですので、当局と議会及び職員が心をつないで輪になって日本一の太子町をつくっていくということが私たちは求められているものと思います。そういう意味で、お互いがすれ違いのようなことではなくして、もっともっと密接な中で情報交換をしながらできるような、そういう当局と議会との中でルールをつくってきちっと対峙するところができる、そういう議会運営と当局の体制というものを抑えておきたいんです。このままの状況であれば、納得ができない。納得ができない中で採決するんじゃないくして、それをきちっと、これから必ずお互いがもっと情報を提供しながら、いろんな調査をしながら、議会側にもいろんなことをさせていただきながら、本当にいい住民の安心・安全な任せられるその給食センターというものを、建設を、つくりたいわけでございます。つくらせていただきたいわけでございます。そういう意味で、今後のお互いの意思の確認を含めて、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今年度の交付金につきましては、1,483万9,000円の内示を受けているところでございます。全体では、1億9,300万円程度の交付金を予定しております。したがって、来年度につきましては1億7,800万円程度の交付金の申請を予定しているところでございま

す。全体事業費としましては、これ町のここの交付金の対象だけではなく、その継ぎ足しの単独というのも当然出てきます。それらを含めまして、全体といたしましてこちらのほうが申請をいたしております内容は16億2,000万円余りの事業費として申請を行っているところでございます。

議会との連携につきましては、こちらのほうも教育委員会といたしましても十分に今後気をつけさせていただきまして、情報の提供また意見の交換等に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議会との連携につきまして、私のほうから若干補足の御答弁をさせていただきます。

特に議会と対峙して、けんかしてまでどうこうというつもりは毛頭ございませんし、そもそも今回の給食センターだけでなく、日ごろからの議案につきましてもそれなりにきちっと十分審議というか、お時間をとろうと。今回の給食センターにつきましては、特に教育委員会につきましては、教育委員会のほうから、株式会社東芝のほうから情報が出てきたタイミングでそれぞれ議員の方々にどういう形でお知らせするかということを常日ごろから教育長を初め、御理解というか、御協力をいただいていたところでございます。通送箱に資料だけを投げ込むというようなことを一方的にするのではなくて、議長等々とか議会運営委員会の委員長とか副議長とか、そういう方々、各常任委員会の委員長とかでどういう形が一番いいのかということでそれぞれの形が今回あると思っております。ですから、9月27日に通送箱にいきなり入ったということではなく、それが皆さんにお知らせするのが一番いいのかなということでの結果だと私は認識しておりますし、このたびの窮屈な日程、非常に申しわけなく思っておりますけれども、これにつきましてもそれぞれ議長、副議長、議運の委員長等々、また各常任委員会の委員長とか、いろいろ御相談しながら進めさせていただいた結果だと思っておりますので御理解いただきたいと思いますし、今後とも引き続きそういうことで両輪として議会とともに町民のために仕事を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 何とか担当者の思いであったり、町的意思を受けて賛成をしたい思いで数点質問をさせていただきますので、しっかりお答えをいただきたいと思います。

まず、かぶるところは省かせていただきながら1点目ですけれども、そもそも太子町は土地の取得についてあすかホールであったり、この庁舎であったり、給食センターと、株式会社東芝の土地を多く取得する傾向があるように見受けるんですが、そのあたりに何か考えがあって対応をしておられるのでしょうか。

そして、2点目、前回もそうですが、やはり首藤町長の時代には福地のあの場所で給食センターをという考えもありました。庁舎の跡地も今のような状況を見ると、新たなみずからの公用地を増やしていく。その中で給食センターの跡地については、今後どのように対応していこうとする考えを、これだけ長い時間をかけての検討の間で進められたのか。そのあたりをお答えいただきたいと思います。

それから、井村議員、出原議員も質問がありましたが、台風19号を見ましても本当に予想のできないような災害が起こる可能性もある中で、給食センターをあそこに建てるということを認めたにしても、周辺の整備についてもそれに伴う形で今後進めていく計画として考えがあるのかなのかをお答えください。

次は町長にお答えをいただきたいんですが、今回このように遅れた原因というのは首藤議員からもありましたけども、町長の責任は非常に大きなものがあると私は考えております。際になって、1年前になって、この4月になって、人事については当初かかわっておった人間をなぜかえるようなことを進め、スムーズな進行に手をとめるような動きをされたのか。その事情がわかるのであれば、納得できるように説明をいただきたいところです。

そして、首藤議員もおっしゃいました。もともと町長は新たな土地を検討し、給食センターをあり方をしっかりと考え、進めるということを選挙公約にして当選をされています。その間、その取り組み、町長自身の取り組みが余り目に見えない、みずからの説明が確かに目に見えないところがございます。町長自身がこの給食センターのきょうまでの間にみずから取り組み、どのように力を入れ進めてきたのか、説明をいただきたいと思います。

そして、監査の請求についてですが、この議会が終わった後に受理をしてもよかったのかなと思うのですが、この中にも監査委員の方がいらっしゃいますが、判断が大変苦しいような状況に追い込むようなことはやめていただきたいと考えますが、そのあたりはいかがでしょう。

そして、何よりも給食センターそのもののあり方の主体については、前回の福祉文教常任委員会でも副町長の答弁をいただいておりますが、計画が遅れるがゆえに、その計画、土地の決定が遅れるがゆえに計画は進んでしまわなくちゃいけない中で大変やりにくい状況になっていることはわかっておいて難しいところがあるのも理解はしておりますが、主体については今後向き合っ

て給食センターのあり方、ちゃんと話をする場面を持って、だめなところはだめとして主体をかえていける、姿勢を向き合う約束をしていただけるかどうか、答弁をください。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私どもからは何点かお答えをさせていただきます。

まず、台風等、いろんな災害の関係もありますけれども、今の給食センター、太子町の航空写真を見たらわかるように線路から南にそういう災害対応できるような施設というのが今南総合センターという公的な施設、あそこだけです。今後具体的に設計とか、そういう方向が動いて、もし議決がされて事業が進むことになりましたら、今後そういう具体的な実施設計等々が出てくると思いますので、そういうときには私どもも災害対応の施設の1つのそういう機能を持たせた建物でなかったらいかんと思っておりますし、給食センターのあり方等につきましても、今後そういう場で議論をさせていただけたらと思っておりますし、私どもも今そのほうも、今回土地のほうが一段落つきましたら、そういう中身のほうにも今後計画を組織として考えていきたいと考えておりますので、しばらく時間をいただけたらと。ただ、そういう立場立場のそういうときがありますので、そこで議論をさせていただけたらと思います。

監査請求につきましては、私ども今監査委員のほうにそういう申し出がされ、私どもも弁明書を出し、そういう形で中身について私どもはどうか言う立場にございませんので、それにつきましては遠慮させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 工業用地の取得について、株式会社東芝の土地が主になってるという点の御質問でございます。

特に株式会社東芝の土地が必要というか、結果的に株式会社東芝所有の土地になったわけですが、はなから株式会社東芝が所有している土地について考えておるところではございませんが、幾つかの候補地の中で今後のインフラの整備でありますとか、造成の費用でありますとか、またまとまった土地でありますとか、所有者の数でありますとか、いろいろ候補地を検討した結果がこのたびの給食センターにつきましては株式会社東芝の所有地になったというこ

ころでございまして、株式会社東芝の土地を中心に考えておるところではございません。

それから、2点目、跡地利用の関係でございしますが、跡地利用につきまして現在どういうふう
に考えておるかにつきまして、具体的な案を持っているわけではございません。現在もその給食
センターが稼働しております。その新しい給食センターが建ったときには、今の給食センターを
どうするのかにつきましては幾つかの候補、計画案はありますけれども、具体的にそしたらどう
するのかにつきましては今後議論をさせていただきたい、検討をさせていただきたいというところ
でございまして。具体的に申しますと、1つは太子みその加工の工場というのが現在のところから
その給食センターのほうに移転してはどうかというような話も出ておりますが、それも全然決
定したわけではございません。今後も検討をさせていただきたいと思っております。

それから、周辺整備でございしますが、特に雨水の整備につきまして給食センターの周りを整備
しましても、その流出先であります姫路市側の整備というのが不可欠でございしますので、それ
につきましては今後姫路市のほうと十分議論を重ねる中で、今後周辺整備につきましても考えてい
きたいと思っております。

住民監査請求の話でございしますが、教育長も今お答えになったとおりでございしますが、今月
28日が弁明書の提出期限になっております。その弁明書の提出に向けて添付資料等を今整備して
おりまして提出をするという予定になっておるところでございまして。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 若干私から補足できるところは補足させていただきまして、私なりに御
答弁申し上げたいと思います。

皆さん御承知のとおり、給食センターにつきましては建設してから46年、開設から45年ですけ
れども、近年のやはり食の品質管理、高度化に対応することが非常に難しくなっているとい
うことで、根本的にこれは施設を見直して、10年以上前からいろいろ御検討されているという、
私が来たときからお伺いしているところでございます。12カ所の候補地とかを検討されて、前町
長時代に今の沖代の株式会社東芝社員寮跡地に移転を一度決定されましたけれども、現町長になら
れましてからやはり食育の拠点というのにふさわしい機能を持った給食センターで、1年程度適
切な候補地を再度検討、研究してきたところだと聞いておりますし、結果的には当初の沖代のと
ころに移転改築すべき教育委員会を中心にありまして事業推進に努めてきていただいているとこ
ろだと認識しておりますし、議会の答弁におきましても、一般質問の答弁におきましても令和3
年、2021年4月にはオープンさせたいということで目指して鋭意頑張ってきているところでござ
います。施設の老朽化に伴いまして、4,000食にも及ぶこの安定した給食をきちっと子供たちに
提供するためと、やはり今劣悪な環境状態で働いていただいている方々に非常に環境が悪いとい
うこともお伺いしていますので、この2点をもちまして早期に事業推進をさせていただいている
ところでございます。また、一般質問でもやはり老朽化で調理器具等々も修繕費もかさんでいる
んじゃないかといった御意見もいただいているところでございます。このことから、先ほども
ありましたように交付金をついたことでございますので、これが単年度でございまして来年度
を含めて事業を推進させていただきたいと思っております。

周辺整備につきましては、（聴取不能）の開設というか、そこのあたりも含めてまた考えてい
かないといけないと思っておりますし、防災面につきましても避難、炊き出し等々できるような形
で、それなりの施設というのにも必要にはなってくるのではないかなと考えるところでございま
す。

住民監査請求につきましては、私は個人的には向こうのほうで仕事をした関係で思うところ

を申し上げさせていただきますと、なかなかあの監査請求は難しいんじゃないかと。実際はやはり監査事務局のほうが県に聞いて、県でもわからないんで国のほうに確認したというようなことを聞いております。訴訟物として出されている中身が、今監査しているのが何が一体そしたら。将来にわたって損害が生じることをもって今監査をされているような状況でございますので、そこまでを今現時点で監査できるのかというような状況もいろいろと難しい実務的な話もあるとは思いますが、そういうところでなかなか受理がどこになるかというようなところもあったとは思いますが、そういうような形で今進んでいると思いますので。中身につきまして、またそちらに向かさせていただいてと思いますけど、だから今回はそもそもの監査請求の内容が棄却にするのか、却下にするのか、門前払いにするのかというようなところが非常に難しかったんじゃないかと認識させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私への御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、給食センターの人事は誰ひとりかわっていないと思っています。以前から給食センターのいろんなことの事務をやっている職員は同じでございます。

それから、私が新たな土地を求めるという選挙公約をしたと言われてるんですが、今私そういう記憶というか、事実はないと思います。そのときの文書を今もう一回見直していますが、いろんな私がやりたいということについて私が書いて配らせていただいているんですが、その中にそれはなかったと思いますので、上山議員が何を見て言われているのか。あるいは、人から聞かれて言われているのかわかりませんが、新たな土地を求めるという公約は私はしていないと思っています。

それから、先ほどから周りの整備ということですが、きのうたまたま、議長もその会議には行かれておられ途中でお見受けしなくなりましたが、砂防関係の大会がございました。その後で意見交換会がありまして、国土交通省近畿地方整備局河川部長と本町の置かれている状況、東のほうは雨水幹線のことを前から皆さんに言ってますが、西のほうは今教育長が答えましたように姫路市側のこともありますので、そういったことも含めてお話もさせていただきました、こういうことを御存じでしょうかとか。その中で、きちっとそのことも頭にとめていただくように、覚えましてということでは言われていました。こちらとしては精いっぱいのははらせていただいているんですが、いかんせんこの段階でこうしますと言い切れないものですから、いつも私は言えずにいるわけですが。精いっぱいの努力はこれまでもしましたし、きのう現にこのところのことを言いました。以前から船代のところの川の下にたまっている部分を少しでも取るように、ここの近くに給食センターができますから、そういうことについても。それはきのうでない別のときからも言ってきて努力をさせていただいているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長に質問をしても、いつも若干ずれたお答えになってしまうので、もうお聞きするのはやめます。ただ、今回前段の全員協議会においても大変時間がかかるようなことで当局の方々も御苦労されたと思いますが、きょうするということで答えを出さなくてはやはりいけないのだなということを考える中で、いま一度、本当にここでしなくちゃいけないんだという理由をはっきりと、そして今後取り組む姿勢、先ほど約束いただいた、教育長に答弁いただきました。給食センターのあり方についてはちゃんと議論をして、今決まっておることでも変えていくんだと。小学生のころ、給食センターに見学に行ったときの思い出は私今も持っておりますが、米飯のラインもなくす、その子供たちが見学をするコースもなくすといったような形で給食セン

ターを進めることは私は絶対に許さないと考えております。そういった意味でも、議論の余地を残した上で、この場所はまず決めるということには賛成をしたいとは思いますが、こうしてなってしまったこと、非常に町長は重く受けていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 答弁はよろしいですか。

○上山隆弘議員 いただけるのでしたらお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 前段でここでないのだめだということについての考え方といひましょか、それをということなのでお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ほども申し上げましたとおり、候補地は何候補があったんですけども、建築までの工程の関係、また周辺のインフラ整備の関係、それから最前から言われております災害の関係、それらを含めて総合的に勘案した結果、このたび提案させていただいておりますこの用地が最適であろうという結論のもとに提案をさせていただいておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、重なっている箇所がたくさんありますので、そこは割愛をさせていただきながらとは思ひうんですけども、新人議員ですね——出原議員、森田議員からの質問にもありましたけれども、今回のこのスケジュールというのは非常にタイト過ぎて、本当にちゃんとした議論ができるのか、議決ができるのかというところが不安な部分もたくさんあるんですけども、当局側にそれを求める部分と、あるいは議会のほうでタイムスケジュールを決めた経緯もありますので、余りそれを当局側に質問ばかりすると議会がまとまっていないうことで恥をさらす結果にもなりますので、そこはもう割愛をさせていただくんですけども。

先ほど上山議員、出原議員のほうからもありましたハザードマップ、浸水の件ですけども、そこにかかわることですけども、私が9月の一般質問でさせていただいたとおり、雨水幹線の整備は太子町としてはもう終わっていると。あとはもう姫路市頼みになってくるということで、姫路市とは協議を続けていくということで今教育次長のほうからも答弁がありましたけれども、町長のほうからも精いっぱい努力をしているということなんですが、ここにつきましても会合があつて、そこで声として言ひましたということではなくて、精いっぱい努力と言われるのであれば、きっちりこの計画が進むように何度も何度も姫路市に行かれる、あるいは県に行かれる、県議会議員を使われる、そういったことをしてきっちり計画が進むようにしていくことが町長の仕事だと思いますので、本当にそこは強くお願いをいたします。

そして、ここも重なる部分ではあるんですけども、私が6月に初めて一般質問の場でさせていただいたとおり、町長の当初反対の立場から賛成、気が変わられたということなんですけれども、先ほど来ずっと質問がはぐらかされてるというか、明確な答えが得られていないんですけども、少し質問をかえまして本当に最後に端的に理由をお聞きしたいんですけども、賛成へ気持ちが変わったというか、やはり株式会社東芝の今回議案で上げられている土地であるということになった決定的な要因というのは何だったんでしょうか。また、6月の一般質問でも言ひましたけれども、同じ検討を重ねた結果、同じ用地に決まりましたということは結果は一緒ではないと、やはり私は今でも思ひます。1年間単純に計画が遅れ、子供たちの食の安全が脅かされたという、これは紛れもない事実だと思います。今何も起こっていないからいいじゃないかということではないと思ひます。1年遅れたことに対する謝罪の言葉というのは町民に対してはな

いのか、お聞かせください。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをさせていただきます。もし、抜けていたらまたおっしゃってくださいね。

用地につきまして、ほかの場所はないのか。私が町長になったときは、私が議員のときは決まっていなかったと聞いていましたが、町長になったら、ここで交渉をもうしていたということを知りました。そして、本当にそうなのかと、それでいいのかということ、ほかにもないのか、こういうところもないんですか、こういうところもないんですかということを投げかけました。そして、その複数のところも含めて点数を、それは役場の中の職員が点数をつけましたが、点数をつけて、そこが一番高いということでそこに決定というか、そこに決定しました。そうこうしているうちに住民の皆様の方から土地のことについて意見が出されました。それは、それが出たので、土地にそういう化学物質が入っていて、株式会社東芝のお金でかえてくださるということで、この土地の安全が私は——今脅かされたと言われてますが、高まったと思っております。ですから、今回も全てそれは取り除いていただいて、新しい土は入れてないわけですから、そういうものはないと、安全であるということで契約をお願いしたいということでさせていただいております。今まで非常に遅れたことは本当に申しわけなかったと思いますが、これ以上延ばしますと、ではどこか仮に探したとして、それじゃこの検査はどうするのか、検査で本当に微量な数字がこのたびも出ているわけですから、それは私は株式会社東芝であるからこそ御自身のお金でかえてくださったと思っております。これだけの多額のお金をかけて、微量のものができて、じゃあ、ほかのところを仮に新たに、仮にですよ、求めたとしても、仮に出たら、それは誰がかわるのか。このたびは株式会社東芝のおかげでかえていただいたので、いろいろありましたけれども、遅くなったことはおわびいたしますけれども、安全な土地であるのでここでお願いしたいと思っております。もし抜けていたら、また言ってください。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今の町長の答弁であれば、結果的に住民の方から御指摘があつて、土地が汚染されていることがわかって、それが今回全てきれいになったんで、結果論としてよかったんじゃないかということをおっしゃってるんでしょうか。それは、ではもし住民の方からそういうお声がなければ、ないまま当初は計画を進められていたわけですが、そうやって、後から後から計画というか、思ってる事態以外のことに進んでいったことにおいて、結果論それでよかったんじゃないかという御指摘に思うんですけれども。それで、土壌が今きれいな状態になりました、埋設物も除去されましたという前提ではありますけれども。今後、瑕疵担保責任のことはもう説明を受けてますので、それはいいんですけれども、万が一、この契約の計画を進めていく上に当たりましてトラブルが起こったときに強く売り主に求めることができるほど覚悟をお持ちなのかということが私は確認をしたいところであります。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 事前に法律に基づいて汚染土壌を除去しました。埋設物につきましても、予想できるものにつきましては取りましたという報告書を私どもはいただきますので、最終的に。それで、もし何か出てきたということでしたら、これは当然そういう報告書が不十分であったということで株式会社東芝と協議をさせていただきますし、その覚悟も当然ございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今、この場で計画が進んでいくと、3月、年度末、八幡経済建設部長と木村生

活福祉部長のほうは定年退職を迎えられるということだと思うんですけど、あとは副町長のほうも、これは本当に2年ごとの任期なのかもしれないですけど、そういう状態におきましてこの場に今居合わせている方々がそういう理由で実質この場からいなくなる状態において、町長は3月、4月いらっしゃると思うんですけども、そういう状態でどこまでの覚悟があるのか。万が一トラブルが起こったときに先頭に立ってリーダーとして陣頭指揮をとっていかないといけない。そういう意味においての覚悟がないような計画、議案であれば、そこで私たちは賛成、反対を私自身は審議をしたいなと思います。その覚悟を聞いてます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 行政は継続してしておりますので、誰がいるいないというのは置いて。先ほどの教育長から答えてもらったのは、町の顧問弁護士とのやりとりについては私が直接話してなくて、担当者がやってくれてるからそう答えてもらったんですが、そういうことについても、もし万一何かがこの後あったらどうするのだと、そういうことをきちっと詰めてくださいよということも内部できちっと指示しています。私、4月におらんようになるとは思ってませんけれども、栄藤教育次長も残っておられますけども、何かあった場合には私は責任を持って陣頭で指示をさせていただきます。お約束いたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 先ほど副町長のほうからちらっとは出ましたが、給食センター建設の工事のスケジュールを改めて確認しておきますね。

私の手元の直近の資料の中では、平成31年12月着工、平成32年11月完成、平成33年4月稼働、令和3年4月稼働なんです。きょうの行政報告の資料の中に2月工事着手になっております。以後の完成、そして稼働、これについて明確にお答えいただきます。お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今現在のスケジュールでございますが、このスケジュールにつきましては7月の福祉文教常任委員会のほうに提出をさせていただいたものでございます。今年度1月に入札を執行したいというところで、その後に議会の契約の議決をいただきまして、2月に着工をさせていただきたいというふうな計画を持っております。来年度の2月、3月、この期間を試運転というような形をとらせていただきまして、令和3年4月に稼働をさせていただきたいというスケジュールを今持っておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 先ほど単価のことで質問があつて答えていただいたんですけど、この単価について疑問に思わなかったんですか。私は物すごい疑問に思うんですけど、なぜ宅地が田んぼよりも安いのか。普通の取引では考えられへんのですよ。何か特別な理由があるというしか考えられないんですけど、その不動産鑑定士の鑑定額だからということ、私はこれは済まないと思うんです。物すごく私は疑問視する。普通、宅地、不動産の取引をやってる者にとっては、宅地の値段というたら田んぼの倍以上するんですよ。それがこれ6割ですよ。逆なんですけど、それは、不動産鑑定士の方にその理由をただしたんですか。これは私はとっても納得できる金額ではありません。まず、それが1つです。

それから、不動産の取引というのは、いろんな条件があるわけですけど、教育長の答弁の中で、こういう条件を全部整備してから取引するということを言われました。からでないといけない

いと。民間の我々の不動産の取引っていう場合は、停止条件をつけて、こういうことが成就されたら契約しましょうということをして、それでやるということはよくあるわけですけども、それはこういう、私は行政のことはよくわかりませんが、その辺のところは一体どうやったんですかということです。

最後にもう1つ、これだけはどうしても何回も聞いてみたいんですけど、なぜこの土地でなかったらあかんのかかったのかということです。これ瑕疵担保責任や、私はもう初めからこれはつけられないんだということであれば、これはもう私頭から反対してましたけどね。瑕疵担保、これよっぱどの理由があるんでしょう。私から言わせたら、株式会社東芝、何かまだ隠しとうやろと。隠しとうから瑕疵担保外してくれって言よんやろと。そこまできっちりしとんやったら、堂々と瑕疵担保外していいですよというのが普通ですよ。これ普通の人間の感覚ですよ。それがあえて、まだ瑕疵担保にこだわるというのは、一体何があるんや。もっとうがった見方をすれば、何かお互いに裏で取引しとんちゃうかと疑われても仕方がないぐらいの、今までの答弁から聞いてましたら、そういうふうに思えてしまうということです。

以上、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうから何点かお答えをさせていただきます。

まず、私が4月から教育長になったときに、この土地の関係につきましては議会の議事録等で瑕疵担保が非常に大きなキーワードになっておりました。その関係で私どもが株式会社東芝の基本的な姿勢もあるんですけども、この土地を給食センター候補地として決めて、そして今後その事業を進めていく上で、この瑕疵担保についての一定の、私自身の理解もなかったらいかんし、それから町としての町民にそういう不利益をこうむることがあったらいかんということで、やはりそういう意味でも土壤汚染に関する報告書をきちっといただく、あるいは埋設とか、そういう予想される瑕疵についてきちっと工事完了をいただき、そして町としてもある程度一定の瑕疵担保責任を問わないという説明責任が果たせるということがないと、なかなか仮契約ができないということで、事前にそういうようなことでやりとりができるということを知っておりませんでしたのもありますけれども、やはり自分自身もそうですし、そういう説明責任の問題に今日に至っているというのが実態でございます。

2点目のなぜこの土地でなかったらあかんのかという、そういう株式会社東芝との裏取引とか、そういうことも全くございません。

それともう一点、今後予想できない瑕疵あるいは重大な瑕疵が出てきたときには株式会社東芝とも十分協議もさせていただくということでの話し合いも当然私どももしておりますし、それから今回いただいた報告書がもし不十分あるいはそういう基準に満たしていないということが判明しましたら、それは当然契約違反になりますので、この報告書違反ですので、そのことにつきましても当然協議の対象になるものと考えております。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 土地の単価のお話でございますが、疑問に思わなかったのかということでございますが、それこそ行政のほうで主観的にこの単価を決めるということになりますと説明もできませんしということで外部の土地鑑定を受けたわけでございますが、この株式会社東芝の土地につきましては直接的にその不動産鑑定士に聞いたわけではないんですけども、やはり進入路の問題が大きいのではないかと感じるところでございます。この株式会社東芝の土地につきましては南からの進入路しかございませんので、この土地単体ということになりますと、進入路の問題があるということでこの価格になったのではないかと感じているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 不動産鑑定士というのは、私も何ぼかやってもらいましたが、絶対的な金額というのはないんですよ。不動産鑑定士の個人のしんしゃくで金額が多少決まるんですよ、上下してね。だから、これ1人しか来てないでしょ、1人でしょ。だから、これが絶対的な金額やっということとはあり得ない。違う不動産鑑定士にやったら違う金額が出てくる可能性はある。そして、そのときに依頼した側、得る側が依頼したか、買う側が依頼したかによっても、これまた金額が違う場合がよくある。だから、価格というものの、こんな金額が出てきて、何でその理由すら鑑定士の方に聞かないのか。鑑定書にどういうふうに書いてあったのか、ちょっとよくわかりませんが、不動産鑑定士って絶対的なもんやないですよ、これ。それがまず1つで。

それから、その瑕疵担保、そこまで一生懸命株式会社東芝がやってくれとんやったら、何にも心配することないですよん、瑕疵担保つけたらええですよ。もうそれでスムーズにずっと進むやないですか。それを教育長も皆さんいろいろ株式会社東芝を守るような言い方をするような気がしてならないんですけども、瑕疵担保責任っていうのは、これは不動産取引では常識ですよ。しかも、それを外すという。それで株式会社東芝の土地汚染を一生懸命直して、そこまでやっとなやったら瑕疵担保責任なんて何も怖いことないやないですか。それをあえて、いや外したやつのを契約しますという、そのところが私は全く理解できない。当初、これ瑕疵担保責任がないんだということやったら、恐らく土地、ここで皆誰も、誰もとは言いませんけども、多くの人は賛成しなかったんやないかと思うわけです。だから、全くもとの前提条件が崩れてきて、それでそれをきょうこんな、この短時間で結論出せて、とんでもない話やと私は思います。今後の議長にも、また議会運営委員会の人にも、議会の運営の仕方というものをよく考えていただきたいと思いますが、以上です。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議会運営のことにしましては、また議会のほうでよろしくお願ひしたいと思いますが。

当初、その瑕疵担保の特約をつけるつけないということで、何もしない状態で更地で買って、こういうような免責特約をつけますと、後で今回みたいに土壤汚染が出てきた、埋蔵物が出てきたということになれば、全部するのはこちら側ですね、正直な話。ですが、それが一番いいのが豊洲というか、東京都にあって、東京ガスからぼんと豊洲の土地買いました。事実ベンゼン出てきた、何とか出てきましたということで東京都が吸収をして8割方東京ガスが持ちます、2割は東京都が持たざるを得ないと。それは何もしないで、いきなり瑕疵担保とか、免責した条件で買ってしまうとそういうことが起こるんで、今回はそういうことじゃなしにきちっと土地を調べていただいて、悪いもんは全部のけてください。そういうことで1年間ほど、若干時間もまた余分にかかったところがあるのかなと思っております。だから、そこまでしていただいて、議員がおっしゃられるような形で、それだけきちっとしとんやったら、別に免責なくても大丈夫やんかということだろうとは思んですけども、この土地もそうですし、株式会社東芝は別に太子町だけじゃございませんので、全国でいろんな土地をお持ちの中での実際の中での免責特約というのはどこの案件でもついておりますし、この土地を買うときにもそういう免責するということとこの特約も入っているところでございます。また、太子町が皆さんに公共用地をお売りさせていただくときでも、きちっと、太子町もそんな悪い土地をわざわざ皆さんにお譲りするわけじゃないんですけども、その契約の中でも免責特約というのはきちっとやはり規定上入れさせて。その免責するということで太子町に売った後で文句言わないでくださいねというような形で、太子町のほうもそういうような公共用地をお譲りする際にはつけさせていただいているところでござ

いますので、御理解いただければありがたいかなと思います。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 土地の価格でございますが、2者、3者の不動産鑑定士から鑑定をとったほうがいいんじゃないかという、そういう御意見ですけれども、町の方針としましては土地鑑定については2者、3者の必要はないというところで進めておるところでございます。この鑑定結果を受けまして交渉をさせていただきましたところ、株式会社東芝も納得をしていただいたというところでございますので話を進めさせていただいた。価格についてはそういう形で話を進めさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 まず、価格の問題ですけど、その価格を見たときに疑問に思えへんかったというのが非常に不思議なところなんですけど。図面上しか見てませんので、現地を確認してませんのでわかりませんけども、その鑑定評価の中にいろいろ書いてある、何でこんな金額になったかというのを。それをしっかりまず読んでみたんですか。価格について、もうともかく鑑定評価がこれやからこの金額ですっていうのは余りにも丁寧さがないというか、ちゃんと自分が何でこの金額になったかということをお納得した上で。もう納得したから契約しようとしとんでしょうけど、私やったらこの鑑定評価やったら納得できませんわ。それじゃ、とりあえず聞きますわ。土地については、この田んぼのほうが高いというようなことですよ。何でこんな高いんやということですよ。

それから、もう1つが最後で、これはもう何回言うても同じことになりますけど、最後に言っておきます。瑕疵担保責任のつかんような土地については、これからは私は絶対賛成しませんし、これからは必ず瑕疵担保責任をつけた上で契約してもらいたいと思いますけども。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 納得いく答弁かどうかについては、こういう答弁しかできないんですけども、主観的ではなく、客観的な観点からということで鑑定をとらせていただいて、その鑑定結果に基づいて相手と交渉させていただいた結果、納得していただいたということでこの価格でもって契約をさせていただこうということでございます。株式会社東芝のこの宅地が何かきずものであるからこういう価格になってるとかというようなことは決してないというふうな認識を持っておるところでございます、鑑定結果に基づいて交渉をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 鑑定をとりましたとき、当時私が教育次長でしたのでお答えをさせていただきます。

鑑定を見たとき、価格的には今吉田議員がおっしゃるようなことにはなっておるんですが、私の記憶しているところでは、まず武木田さんの単価が高いっていうのは町道沖代線に直接面している土地というところで、要は幹線道路に面する土地の単価というのは非常に高いという説明を受けた記憶がございます。それと、株式会社東芝の用地につきましては、今教育次長が言いましたように無道路地、要するに公共道路に全く面していないというような土地については、たとえ宅地形状をしておってもその鑑定の単価は低いというようなことを聞いたと記憶しております。そ

れと、この単価につきまして当然株式会社東芝のほうも不動産鑑定士がおられますので、この町が提示したものを株式会社東芝のほうも確認をされた上で、向こうの不動産鑑定士もこれでやむを得ないですねというようなお答えをいただいた上で単価的に合意に至ったと記憶をしております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 もう最後の質疑になりますので、細かいことですが、最後に確認だけさせていただきたいんですが、先ほどの全員協議会の中で配られた株式会社東芝からのこの資料、1つ汚染物質の除去に関してなんですが、2深度適合にのっとってやったということであれば、私はこれはこれで問題ないだろうと思ってんですが、問題はその2深度を決めるときに最終的に1メートル幅じゃなくて10センチにしたということがございますが、これは確認ですけれども、僕が見た資料とかの中では1メートル単位でやっているものがすごく多かったんですが、このガイドラインに沿えば、この2深度測定というのは10センチの単位でも問題ないということは確認されているかどうか。ここだけ確認したいと思います。

それから、先ほども説明されたんですが、どうしてもわからないのもう一回聞きたいんですが、こちらの資料、基礎が出てきたというやつに関してなんですが、先ほどの説明ではこの資料の緑色で書いてあるところは全てU字溝が出てきたと説明されたかと思うんですが、本当ですか。この緑色のところは、今見ると埋設管の試掘範囲と書いておりますので、埋まってないかどうかを調べるために掘ったのではないかと思います。そうしますと、今回U字溝が出た場所はどこなのか。それがこの中には記載されていないということが1点と、この緑色の場所を決める際に恐らくこれにははっきりと出てないということですが、その昔の寮が建っていた図面が実は印刷されているというお話でしたが、その昔の図面にのっとってこの緑色の部分を試掘されたのだと思うんですが、その妥当性は大丈夫なのかという点について最後に聞かせていただきます。お願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、1点目の深度調査、汚染土壌の調査の件でございます。

まず、1メートルごとに検査をされたんですが、その後、例えば1メートルと2メートルの間で何センチの時点で検査するか。その深度の特定です。ゼロから50センチと1メートルの間のどこでその汚染の深度を特定するかという、その深さにつきましては環境省のガイドラインでこれですと決められた基準がございます。ですから、この場合、株式会社ダイセキ環境ソリューションは0.6メートルでゼロから50センチの下、60センチというところで検査をされています。その後、1メートルから2メートルの間では1.5メートルのところで検査をされている。深度を特定するためにされておりますけれども、この1メートルから2メートルの間でも1.5メートルとするのがいいのか、1.2メートルとするのがいいのか、そこら辺のことについては明確に基準が定められておりません。ですから、それは検査機関のほうで決められるということになるわけです。結果的に、株式会社ダイセキ環境ソリューションが会社の方針としてゼロから50センチと1メートルの間は0.6メートルで検査をしましょう。1メートルから2メートルの間は1.5メートルでしましょうということで、特に依頼者側からの要請がない限り、株式会社ダイセキ環境ソリューションの方針では0.6メートル、1.5メートル、2.5メートルというような単位でもって検査をするという方針を持っておられます。この0.6メートルという基準につきましても、ほかの会社もそういうような基準を持っておるような話を株式会社ダイセキ環境ソリューションのほう

うからは聞いております。先ほども申しましたように、ガイドラインではどの深さを特定するかというその中間深度調査につきましては、何センチのところ、何十センチのところできりなさいという基準は明確に定められておりません。この0.6メートル、1.5メートルにつきましても、これで適切に法律に基づいてされているというところでございます。

それから、その図面でございます。

図面の埋設管でございますが、埋設管の試掘範囲と示されておりますが、この土壤汚染の搬出工事のときに今言いましたU字溝等の埋設物が出てきましたということで、それをたどっていくという作業をされております。また、基礎部分の調査をするときに、またこの埋設物が出てきたということで、その埋設物をずっとたどっていくという、そういう調査をされておまして、たどっていったこの緑の部分が埋設物があったと、そういうような形でございます。ですから、この試掘だけをしてということではなく、この緑色で提示しているところに埋設物があったと今のところは聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

○吉田正之議員 今、いろんな質疑を聞いてまして、やっぱり今回は反対せざるを得ないと思います。

まず、1つは町長が本当にここに建てたいかという熱意がまず感じられないということです。当初、私はこの土地をもうやむを得ないと思っておりましかども、それはなぜやむを得ないかというたら、調理器具が古くなるとか、いつ動かなくなっても給食が提供できなくなっても不思議でないぐらい傷んでいる、その際に給食停止になるなどと言われ、この土地が最も早くできると言われました。それが現在いまだに売買契約もできてない状態ですし、もしあのとき別の農地を買収していたら、今ごろは宅地に変更でき、既に建築工事にも着工できていたと考えます。私はもう完全にだまされたという心境です。こんなに遅れた責任は一体誰がとるのでしょう。恐らく誰もとらないでしょう。この土地はハザードマップによると最も危険な土地になっています。今回の台風19号でも明らかになり、ハザードマップはかなり正確であり、なおハザードマップ以上に浸水したとも聞いております。恐らく今後の気候変動によりハザードマップが書き換えられると思いますが、1メートル以上水没する土地になるのではないかと考えます。そのような危険な土地をなぜあえて購入しようとするのかわかりません。給食センターは災害時に食料の供給基地になるわけですから、危険土地は避けるべきです。

今回の契約において、瑕疵担保を免責にしています。なぜ免責にしたのか。始終御答弁をいただきましたが、私はどうしても納得できません。通常の不動産取引においてあり得ない。一体どのようなことでこのような契約を結ぼうとしているのか。株式会社東芝も自信があるなら堂々とつけたらいいと思います。売却する側に何か不都合があるために、このような契約を求めているとしか考えられない。もし、今回の土地に瑕疵が見つかった場合は、その売り主はこの瑕疵について当然に瑕疵のない状態にするとの答弁もあったが、それはおかしい答弁です。それならば、あえて瑕疵担保責任を外す必要はないでしょう。さらに土地を調べたならば、出てはならないものが出てき、旧建物の基礎工事は全て取り除かれ、これ以上ないとの補償は誰がするのですか。

このような契約には断固反対いたします。

太子町長は給食センターを本気で建てる気があるのでしょうか。通常、このような大きな問題においては今までやってきた担当者を最後まで任せることが必要です。特に教育次長をかえてますね。にもかかわらず、人事権は町長にあることから、物事を成就させることに人事権を振り回して担当者を簡単にかえたのが今回の問題の原因の1つになってます。組織に対する考え方が全く理解していない。このようなことから、町長に猛省を促すためにも一旦私は反対いたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 大変疑義のある案件であると賛成しにくい議案でございました。しかしながら、これは何とか賛成をしなくてはいけないという部分も大きく理解をするところでございます。きょうまでのことを振り返りますと、4月から議員として立たせていただいておりますが、議会側にも取り組みの姿勢としてもう少し取り組める部分がかったことを理解すると、ここで反対とだけ答えを出すわけにはいかないと。そして、もう1つ、ここで反対をすると、町長の姿勢と同じになってしまう部分を理解すると、これは疑義があるが賛成をせざるを得ないと思います。一刻も早く給食センターを確立し、先ほど質疑の中でも申しました給食センターのあり方にしっかりとした主体を置いて誇れる給食センター、誇れる給食のあり方を確立されることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 反対の立場から討論をさせていただきます。

誤解していただきたくないんですけども、先ほどまでどちらにするかは迷っておりました。今回の案件に関しては、給食センターを建てるということでございます。給食センターについては老朽化が言われておりまして、今後今稼働している機械も壊れてもメンテができないというような話も聞いております。そうなったときに、子供たちへの給食の供給が途絶えてしまうという、そういう懸念も聞いております。ですから、私は今回の案件には賛成したいと思っております。さらに言いますと、今年度に関しましては国からの補助金がついていないと。これは既に4月の段階で内示を受けていると聞いております。今現在これを否決した場合に、その国の補助金が今年度と来年度にわたってつかないというような、そういう話があって。そうしますと、やっぱり住民の代表としては、これは賛成せざるを得ないような、そういう立場にあるかと思えます。

しかしながら、けさ全員協議会が9時から11時までございました。私も議会運営委員会の副委員長として、この日程を決めた責任はございます。しかし、その11時の段階で時間が来たから皆この議場にやってきたわけです。つまり、議論は尽くされていません。今現在も1人3回という縛りの中で精いっぱい質疑をいたしました。やはり今のこの段階で私は責任ある表決を下すことができないと考えます。できれば、これはきょう採決するのではなくて、本来ならば議会としてもっと議論しなければならない、そういう案件だと私は考えております。町にかかわるそういったものを全て議会に諮ってやるというのは非常に効率が悪いということは十分理解するのですが、こういった非常に重要な案件については、今後についてはもっと議会とともに考えてやっていくという姿勢を町のほうも示していただきたかったと、そのように思っております。今は、この案件については責任ある賛成の表決はできないということで反対いたします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 私も今の今まで考えることが非常に多かったんですけども、まずこの議案に対しての説明が不十分である、そして本日全員協議会を9時から開かれて、その場での状況説明、11時からの本会議というのがスケジュール上決まってしまう中において、新たな書類の提出があったにもかかわらず、時間の短さ、そして補助金のタイムリミットが人質となるような議案のスケジュールの決め方、埋設物の撤去を最終の完全な報告書の提出がまだされていないという状況、また服部町長のこの土地で計画を進めたいという明確な意思が見えないなど、非常に不透明な状況で採決をするという大変不本意な状況ではあります。しかしながら、子育て世代としまして、町の子供たちのため、またその保護者のことを最優先に考えた場合に、安心・安全な給食を一刻も早く子供たちに届けるために計画に反対することはできない。そういう意味で賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切りますが、よろしいか。

（多数賛成）

○議長（藤澤元之介） 賛成多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 太子町長の不信任決議を御審議願いたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員に申し上げます。

会議規則第14条の規定により、議案の提出はその案を添え、所定の発議者が連名をして議長に提出しなければならないことになっておりますので、これにより提出願います。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後1時07分）

（再開 午後3時50分）

○議長（藤澤元之介） それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

ただいま吉田正之議員から太子町長の不信任決議の動議が提出されました。

ただいまの動議は賛成者がありますので、成立をいたしました。

太子町長の不信任決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。

~~~~~

#### 追加日程第1 決議案第1号 太子町長の不信任決議

○議長（藤澤元之介） 追加日程第1、決議案第1号太子町長の不信任決議の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、太子町長の退場を求めます。

(服部千秋町長 退場)

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明を求めます。

提案者を代表して、吉田正之議員。

○吉田正之議員 提案理由にかえまして、兵庫県太子町服部千秋町長の不信任決議を読み上げます。

理由。このたび、太子町議会において太子町学校給食センター改築事業用地取得の提案がなされた。大変疑義のある案件である。振り返ると、町長は、給食センター事業用地は見直し再検討を行うとし、基本的に反対姿勢で選挙公約し、当選を果たした。しかし、結果として、当初計画地で進めることになり、それらの経緯や考えを議会に対しても、住民に対しても、みずから説明、理解を求める姿勢はなく、さまざまな問題も発覚し、結果としては大幅な遅れの原因を生んだとも言える。

同時に、その間に、労力、資金としても要した形となっている。

その上、時間がないというような事情から、早期議決をと議会に説明する状況には疑問を感じる。

重要な案件にもかかわらず、取り組みにかかわる人事においても短期で異動させるといったことも職員にとって困惑させるものである。事業のスムーズな遂行の妨げになったと察する。

その間、一部の住民からは監査請求が行われる形になってしまったことも、事前対応としては可能であったと考える。

こういった無責任な町長の姿勢は許しがたいものである。

みずから発したことを、言っていないと後から訂正される場面は、今日までも幾度となくあった。

矛盾した姿勢から議会も困惑し、職員も困惑するのであろうし、対外的にも大変恥ずかしい限りである。

今回の議案にかかわらず、そういった町長の姿勢が、万事、行政の運営に大きくマイナスの影響を与え、空回りとなっていることは言うまでもない。

組織のトップとしての自覚の欠如、公的視点の欠如、決断力のなさ等、今回の給食センターにかかわる取り組み方は、町長としての認識のなさをあらわす形となっている。

町長に選ばれ、今日まで議会としてもその立場を尊重し、意見を述べ、姿勢を見直し、町民と向き合った町政が行われることを期待し続けてきたが、今案件も町長のリーダーシップは見られず、どたばたの不安定な中での案件であり、町長の存在感を全く感じない。

引き続き服部町長の政治姿勢から、町民のためになる町政展開は全く期待できない。

よって、給食センターについての取り組み姿勢からの責任をとるのは当然であり、万事の町政運営に影響与える町長としての姿勢を認めかねる状況から、みずからの辞職を求めるものである。

以上のように決議をしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この不信任決議ですけれども、給食センターのことを主に記されておられますが、この不信任に対する決議というのは、これは給食センターのことがあくまで一例であって、

町長のそういった能力のなさを指摘した部分での不信任決議でよろしいのでしょうか。きょう臨時会において給食センターのことは可決をしておるわけですから、そのあたりについて提出者のお考えを確認させていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 本日の給食センターのこの採決については、議員各位も断腸の思いというか、もう本当に賛成反対というのは思いがあった。しかし、結局町民のために、また子供たちのためにもということで皆さん賛成されたと思います。私は結果的にはそれはそれでよかったと思いますが、そのような混乱を起こさせた町長の責任のなさ、無責任さ、そういったことを今後もこれから続けていかれるということであれば、とてもやないけども、今後のこの町政、来年のまだ7月まで期間がありますので、それを引き続きやられるということであれば、とてもやないけど町民のためにならないということですのでしております。だから、きょうの採決が賛成になったとか、反対になったとか、これは関係なく、町長の能力。私ははっきり言うて能力がないと思います。そういうことに対して、不信任の決議を出させていただきました。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

太子町長の不信任決議について、服部千秋町長から弁明の申し出がありますので許可いたします。

服部千秋町長の入場を許します。

（服部千秋町長 入場）

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時59分）

（再開 午後4時00分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

服部千秋町長に一身上の弁明を許します。

町長。

○町長（服部千秋） 私もこのシナリオを先ほどいただいたもので、ここで何かしゃべってくださいということでありました。

それで、ここを今これも初めてこの場で見せていただきましたので、弁明と言いましてもここに書いてある3行目ですが、「基本反対姿勢で選挙公約し当選を果たした」と書かれているんですが、先ほども説明で申し上げましたが、私はそういうことを文章には書いていないと思っております。

それから、3段目の人事のことですが、これも先ほどお答えしましたけれども、給食センターのいろんなことをやっているのは給食センターでございます。そして、それについて教育次長とかもいろいろと職務をしてきておりまして、基本的な部分についてはかえておりません。

それから、人事の異動について全てを私があの方がこうだったから、ああだったからというのは全部言えないことがあります。ですので、それについてはいろんなほかのことも含めて考えさせていただいているということを御理解いただきたいと思います。

それから、6段目ぐらいですか、「みずから発信したことを、言っていないと後から訂正される場面は、今日までも幾度となくあった」と言われているんですが、私はですから訂正しているのではなくて、そういうことを選挙公約に私は言っていないと私は思っておりますので、事実と

して申し上げているのでございまして、そういうことは幾度ともあったと言われても、それは事実でもって示していただきたいと思います。それ以外も今ざっと即座に読んだだけなので、どういう内容で出てくるかというのも私もきょうにきょう初めて知った状況でございますので、これぐらいにさせていただきたいと思います。

議員の皆様からされますと、いろいろと至らないところはおありかと思います。しかし、今私としましてはその都度、その置かれた状況の中で進めさせていただいております。それが十分に理解されていないというのが、私の不徳のいたすところだとは思いますが、決してここに。全部まだ読み切れてない、きちっと理解できてませんが、決してそういう不信任いただくようなことは私としてはしておりませんので、御理解をいただければありがたいと思っております。不十分な点については、これからまた研さんをしていくつもりでございます。

○議長（藤澤元之介） 服部千秋町長の退場を求めます。

（服部千秋町長 退場）

○議長（藤澤元之介） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 この議会というものが、議決というものが非常に重きが置かれるべきと思っております。好き嫌いで採決するものではないと思っています。議員一人一人が議案の中身を正しいか、正当性があるかということ判断すべき事柄ではないかと思っています。議案と向き合う中で、まさに是々非々でやっているわけでありますから、好き嫌いで採決するべきではない案件ではないかと思っています。ただし、今の弁明のように内容がはっきりとしない、決断力のなさ、無責任さという御指摘がありましたけれども、そのような発言をされること自体が問題なのであって、今回提出された不信任決議の中身そのものを今まさに町長はおっしゃったわけでありますから、そのあたりはぜひ今後町長に改めていただいて、今弁明されましたけれども、この書かれている内容に偽りがあった場合は御自身で責任をとっていただくというふうな思いがあります。私自身は、今回反対の立場ですけれども、服部町政を決して評価しているわけではありませので、その点は照査していただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この不信任議決というものは非常に重い議決であり、特別な議決であるというふうなことは住民に選ばれる立場である自分自身も理解をしておるところではございます。この4月以前に新聞報道においても、議会の対応は実質不信任のような対応であったというような記事も出たこともありました。前段から、この太子町の行政運営はどうかという部分で心配をする部分もあり、そういった声を受け、選挙にも私が後押しを受けた部分もございます。服部町長は町議会議員としては同期でございましたし、大いに期待をするところを私自身も持っておりましたし、町長として周りがうわさをするような状況ではなく、町政の運営をしっかりと進めておられるものとは理解、もう少しましに進めておられると考えておりましたが、この当選から半年の間にさまざまな場面で、こういった議会に出てくる案件の状況、職員の態度であったり、あるいは一部事務組合での対応の状況を耳にし、それ以上の状態が続いておるんだということを改めて理解したところがございます。その状況にあって、町の顔でもある、またかじをとっていくリーダーがしっかりと皆に理解をされ、その行動も言葉として伝えられる人物でないと、この太子町の町政の運営は不安でしかありません。また、町職員のやる気に関しても、どうも過去の町

議会議員のときの折よりも何か不思議な違和感を感じるような部分がございます。そういった言葉にならない言葉、声にならない声を感じるがゆえに、町長として今こそやはり議会としての姿勢は示しておくことが必要となるのではないかと考えます。よって、この不信任決議に対し、私は議員としての使命を持って賛成をいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

念のため申し上げます。町長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席をし、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。現在出席議員は15人であり、議員数の3分の2以上であります。また、出席議員の4分の3は12人であります。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） 退席者が1名出ましたので、現在の出席議員は14人であり、議員数の3分の2以上であります。また、出席議員の4分の3は11人であります。

立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に森田哲夫議員及び長谷川正信議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

森田哲夫議員及び長谷川正信議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（藤澤元之介） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 6票、反対 8票

以上のとおり反対が多数です。したがって、決議案第1号は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（藤澤元之介） この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時19分)

(再開 午後4時20分)

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第5回太子町議会臨時会（第482回町議会）を閉会します。

(閉会 午後4時20分)

~~~~~

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件を滞りなく議了することができましたことは、町政進展のため、まことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

これからは日増しに寒さが増してまいります。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和元年第5回太子町議会臨時会（第482回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、関係案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

秋冷日増しに募る時期でございますが、議員各位におかれましては御健康に十分留意いただき、太子町行政のさらなる伸展に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

太子町議会議長      藤    澤    元 之 介

署名 議員      上    山    隆    弘

署名 議員      中    薮    清    志